



函南町立図書館 ブックスタートボランティア

問合せ／図書館（電話：979-8700、FAX：979-8711）

ブックスタートとは、地域のすべての赤ちゃんと保護者に、「赤ちゃんと絵本を楽しむ時間の大切さ」を伝えながら、絵本を手渡す運動です。性別、年齢は問いません。興味のある人はぜひお申し込みください。

○活動内容

ブックスタートの際に行く、赤ちゃんと保護者への説明や絵本の読み聞かせなど

○対象

研修の全日程に参加し、以後継続して活動ができる人(ブックスタートは毎月第1木曜日実施)

○研修日時・場所

- ①日時：6月13日(木) 13時～15時
場所：図書館 2階研修室
- ②日時：7月4日(木) 14時30分～15時30分
場所：保健福祉センター
- ③日時：7月18日(木) 14時～15時
場所：図書館 2階研修室

○研修内容

ブックスタートの趣旨や目的の説明、会場の見学など

○申込み

6月2日(日) 17時までに申込用紙に必要事項を記入し、図書館カウンターまたはFAXでお申し込みください。申込用紙は図書館カウンターおよび図書館ホームページ(<https://www.lib100.nexs-service.jp/tosyokan.town.kannami/>)で入手できます。

○その他

詳細は図書館ホームページをご覧ください。活動に対する謝礼・交通費などの支給はありません。



6月は食育月間 毎月19日は食育の日・共食の日

申込み・問合せ先／健康づくり課 (978-7100)

「食育」とはさまざまな経験を通じて「食」に関する知識と、バランスの良い「食」を選ぶ力を身につけ、健全な食生活を実践することです。

町では「第3次函南町食育推進計画」を策定し、子どもから大人まで食を通して『豊かな心・健やかなからだ・活力ある地域』づくりを目指し、さまざまな取り組みを推進しています。

皆さんもこの機会に、仲間や家族と一緒に食事を楽しむ「共食」や農作物の栽培や収穫体験、季節や地域の料理を味わうなど、食育を通じて豊かな心と健康的な体を育みましょう。

第1回食育セミナー もりもり朝ごはん教室

元気よく1日をスタートするための「朝ごはん」の教室です。時短＆簡単レシピも多数ご紹介いたします。参加無料です。

○日時

6月26日(水) 10時～12時

○場所

保健福祉センター 2階調理室

○対象・募集人数

町内在住の1歳6か月以上の幼児の保護者
15人(先着順)

○内容

講話「こどもの心と体を育てる朝ごはんのヒント」、簡単レシピの試食

○申込み

6月19日(水)までに健康づくり課窓口または電話でお申し込みください。

○その他

託児あり(先着15人)、申し込み時にお申し出ください。



「かなみ健康マイレージ」 にチャレンジしませんか

申込み・問合せ先／健康づくり課 (978-7100)

生涯にわたって健康に過ごすためには、食生活・運動・社会参加・定期的な健康診断が大切です。

4つの要素を取り入れ、ご自分の健康づくりに役立てながら、達成した日にスタンプポイントや自己申告

でポイントを貯めていただいた「かなみ健康マイレージポイントカード」を申請すると景品抽選の応募券となります。

○応募対象者

4月1日現在18歳以上の函南町に在住・在勤している人

○応募資格

「かなみ健康マイレージポイントカード」が30ポイント貯まった人で、まだチャレンジしていない人に口コミをした人

○景品内容

- 「毎」コース：湯～トピアかなみ入館券10人
- 「年」コース：活動量計8人
- 「健」コース：図書券8人
- 「診」コース：野菜乳製品商品券8人
- 「受」コース：障害者施設商品券10人
- 「け」コース：湯～トピアかなみランチ券10人
- 「よ」コース：かなみブランド商品券10人
- 「う」コース：いきいきカード協力店商品券10人

○応募方法

令和2年2月3日(月)までに健康づくり課窓口申請してください(2回目以降は健康づくり課窓口設置している応募箱へ投函してください)。



児童を扶養している人が対象 児童手当・特例給付

問合せ先／子育て支援課 (979-8133)

児童手当・特例給付は、中学校修了前の子ども(満15歳以後の最初の3月31日までの子ども)を養育している人に支給します。受給資格者は、児童を監護し、かつ生計を同一にする父母などです。父母に養育されていない場合、児童を監護し、かつ生計を維持する人が対象です。

○支給額

- ▶児童手当(所得制限限度額未満の人)
 - 3歳未満…15,000円(一律)
 - 3歳以上小学校修了前…10,000円(第3子以降は15,000円※)
 - 中学生…10,000円(一律)
- ※第3子以降とは、18歳到達後最初の3月31日までの養育している子どもの内3番目以降の子のこと(施設入所などを除く)
- ▶特例給付(所得制限限度額以上の人)
 - 一律…5,000円

○支給月

6月、10月、令和2年2月

○受給中の人へ

現況届の提出が必要となります。現況届は、毎年6月1日現在の受給者の状況を把握し、手当てを引き続き受給する要件を満たしているかどうかを確認するためのものです。現況届を提出しない場合、6月分以降の手当てを受給できなくなります。受給資格者には6月初旬に書類を送付します。案内を確認し期限内に提出してください。

○提出期限

- 窓口で提出…6月28日(金)
- 郵送で提出…6月30日(日) 消印有効

○注意事項

期限を過ぎてからの提出は、支給時期が遅れる場合があります。令和元年5月以降に初めて函南町で認定請求をし、6月分から手当てが支給される人は現況届の提出は不要です。